

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2022.1 No. 365

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. DX化で会計に変化を！
- II. インボイス制度 シリーズ5
- III. 令和3年分確定申告の注意点

[今月のトピックス]

- ・今月のブックマーク
- ・「証憑書類保存機能の操作説明会」のお知らせ

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&FinancialGroup
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研
TFGM&A 株式会社

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F

TEL (06) 6538-0872

FAX (06) 6538-0896

E-mail info@tfg.gr.jp

(編集担当 藤本)

I DX化で会計に変化を！

— 経理事務の業務改革によって管理会計を強化 —

謹賀新年 本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

TFG 代表 田中洋子

経済産業省がデジタルトランスフォーメーション(以下、DXという)を推進するためのガイドラインを公表してから3年が経過しました。

競争力の維持・強化のためには、IT・デジタルを駆使しスピーディーに進めていくことが求められています。

そんな状況下ですが、経理部門だけは、コロナ禍におけるテレワーク時も毎日、出社を余儀なくされ、日本企業の経理部門のIT・デジタル化の出遅れが一気に表面化されました。

各事業者様におかれましては、まさに昨今、その解決策をご検討され、課題事項の取組みをされている真っ最中のことかと思われまます。

今年は、明暗を分ける本当に大事な年になると思われまます。

現在、**TFG**でご支援できるツール・機能を改めてラインナップ(一部有償有り)させていただきます。是非、ご参考にして頂きまして、皆様のお役に立てばうれしく思います。

まずは、経理業務のフローを確認し、効率化できる工程がないかをご検討いただき、単なる作業レベルの時間を省力化、本来時間をかけるべきところ(過去の数字も大事ですが、将来の経営計画の作成や予実管理、戦略会議等の管理会計)に時間を転用し改革を進めていかれることが必要不可欠かと思ひます。

また、部門別管理やマイクロ会計(**TFG**用語。細分化して入力することで、試算表レベルで視覚的にもわかりやすく自然に管理会計、更に経営計画の自動化)による仕訳入力が望ましい場合でも入力工数等の関係で後回しになっていたような事業者様は、是非この機会に自動仕訳等を取入れられ課題(量・質)を難なくクリアしていた

だき、より詳細な業績の把握ができる体制にしていただければと願っております。

更に、2023年(令和5年)10月の消費税のインボイス改正に伴って、電子インボイス(取引先等とのデータのやりとりが電子メールやネット上のサイトででき、そのデータを会計や販売管理システムと連携、事務作業の自動化等)の急速な普及が予想され、今後は業務全体の圧倒的な効率化が求められると思います。

※現在、デジタル庁と国内の各システムベンダーで、国際標準規格(Peppol)に準拠した電子インボイスの標準仕様の策定・協議が進められています。2022年の秋には、各事業者様で電子インボイスについてシステム運用ができる状態を目指す目標が掲げられています。(EIPAのHPより)

1. クラウド会計ソフト

単体の会計ソフトと違い、インターネットがあれば経理担当者の在宅勤務も可能。又、複数人での同時アクセスも可能。

2. 銀行信販データ受信

銀行の取引データを会計ソフトで受信して、自動仕訳が可能。仕訳数の内、預金取引の占める割合はとても高いです。学習機能付きで使えば使う程楽になります。銀行以外にクレジットカード(カード使用後数日で受信可)、電子マネーにも対応可。

3. 仕訳連携機能

指定の給与・販売管理システムご利用の場合は、会計ソフトへの仕訳連携が可能。

4. POSレジとの連携

スマレジ・ユビレジの売上データを会計ソフトで自動読込。仕訳入力の省力化。

5. 証憑書保存機能

紙保存からスキャンデータ保存で保存場所の不要。保存データ確認時も検索機能付で紙保存と違い瞬時に探すことが出来ます。今年1月からの電子取引データ保存の法改正にも対応可。更に新人経理向けには、スキャンデータからAI読取で自動仕訳も可能。

6. 電子納税かんたんキット

銀行に行くことなく毎月の源泉税・個人住民税を納付。また、指定の給与ソフトご利用で納付データの読込により作業も簡易。

7. まいポータル

マイナンバーの情報漏洩防止。Webで扶養控除等申告書と一緒に収集・保管等が可能。また、給与明細、源泉徴収票もメールでやりとり。

8. モニタリング情報サービス

申告と同時に、同じものを借入の金融機関へ送信。タイムリーな提供で資金調達力が高まります。金融機関側も積極的に利用を勧められており、令和4年からは個人事業者も対応可。

9. スマート業績確認

経営者が気になる速報性の高い情報を中心にスマホやタブレットで出張先でも確認が可能。

ご不明な点等はお気軽に何なりと**TFG**スタッフまでお声がけ下さいませ。

最後になりますが、皆様の今後益々のご発展とご健勝を心よりお祈り申し上げますとともに、本年も、**TFG**グループ並びにスタッフ一同どうぞ宜しくお祈りを申し上げます。

II インボイス制度

一 シリーズ5 導入後の仕入税額控除要件・税額計算とは 一

インボイス制度について今回は、導入後の仕入税額控除要件と税額計算についてご説明させていただきます。今回の改正で仕入税額控除に係る請求書等の要件が適格請求書等の保存方式に変わりました。まず、この保存すべき請求書等について記載させていただきます。続いて、税額計算についてのご説明をさせていただきます。

■ 保存すべき請求書等

保存すべき請求書等には適格請求書の他に以下のものがあります。

1. 適格簡易請求書
2. 適格請求書又は適格簡易請求書の記載事項に係る電磁的記録
3. 適格請求書の記載事項が記載された仕入明細書、仕入計算書その他これに類する書類
4. 以下の取引で媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類
 - ・卸売市場で出荷者から委託を受けて卸売りの業務として行われる生鮮食料品等の販売
 - ・農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等が生産者から委託を受けて行う農林水産物の販売
5. 請求書等の交付を受けることが困難である等の理由により、以下の取引は一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。
 - (1) 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
 - (2) 適格簡易請求書の記載事項が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引
 - (3) 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物の購入（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限り）
 - (4) 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物の取得（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限り）
 - (5) 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物の購入（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限り）
 - (6) 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品の購入（購入者の棚卸資産に該当するものに限り）
 - (7) 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品購入
 - (8) 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出したものに限り）
 - (9) 従業員に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

■ 税額計算

消費税の税額計算について、上記の適格請求書等の要件を満たすことで消費税の仕入税額控除ができます。消費税率10%に改正された際に消費税の軽減税率制度も始まりました。消費税率が軽減税率8%と標準税率10%の複数税率となったことで、売上と仕入を税率ごとに区分して税額計算を行うようになりました。この売上に係る消費税額から仕入に係る消費税額を控除することで消費税額を計算することはインボイス制度が始まったからといって変わりありません。あくまで、仕入税額控除の要件を満たしているかないかが争点です。

ただ、消費税の免税事業者が法人であれば令和5年10月1日を含む事業年度、個人事業者であれば、令和5年10月1日より令和5年12月31日の期間に適格請求書発行事業者に登録した場合は、法人であれば期首からその登録日までは消費税は免税事業者、登録日から期末までが課税事業者。個人事業者であれば令和5年1月1日から登録日までが免税事業者、登録日から令和5年12月31日までが課税事業者となり、1事業年度若しくは1年の間に消費税免税期間と消費税課税期間の2つの期間が混在することになります。

■ 経過措置

適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れであっても6年間仕入税額相当額の一定額を仕入税額控除できる経過措置があります。経過措置は令和5年10月1日より令和8年9月30日迄の課税仕入の80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日迄の課税仕入の50%が仕入税額として控除が可能です。

但し、この経過措置を受けるには現行の「区分記載請求書等」と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要です。

※令和3年10月1日より「適格請求書発行事業者」の登録申請がスタート致しました。
令和5年10月1日の施行日に登録事業者になるためには、令和5年3月31日までに登録申請が必要です。TFGでは今後の皆様の申告時期に合わせて、順次、提出有無の確認等申請の提出を実施して参ります。早めにご提出をご希望の方その他免税事業者様でご不明な点等ご相談がございましたら、その都度ご対応させていただきますので弊法人の巡回分担者までお問い合わせくださいませ。

Ⅲ 令和3年分 確定申告の注意点

－ 早めのご準備を －

いよいよ、令和4年の幕が開きました。ほどなく令和3年分の確定申告のシーズンがやってきます。

昨年・一昨年と新型コロナの影響をもろに受ける形となりましたが、今年もその影響が残る中での確定申告となりそうです。とはいえ、内容的には昨年と比べても大きな変更点はなく、そういう意味では例年通りの確定申告となります。今年も十分な準備をして確定申告に望んでいただきたいと思います。ここで改めて確定申告の注意点について触れていきたいと思います。

■ 令和3年分の確定申告の期間

令和4年2月16日(水)～3月15日(火)です。今のところ新型コロナの影響についての特別なアナウンスはされていないので例年通りの期間となりそうです。ここ1,2年は終了時期が不明瞭になっていましたが、今年度は3月15日までということですので、早め早めの準備が必要になります。

また、所得税が還付されることがわかっている場合の申告はすでに1月1日から始まっています。

■ 令和3年分での変更点

先にも触れたとおりの大きな変更点はありません。ただ、医療費控除や寄付金控除で求められる領収書類が支払先の発行するもののみならず、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会といった審査支払機関による医療費の額などを通知する書類(医療費控除の場合)や国税庁長官が指定した特定事業者が発行する特定寄附金の証明書類(寄付金控除の場合。例えばふるさと納税の際に利用しているふるさと納税サイト運営会社などが該当します)でも認められるようになった点などは変更点として挙げられます。

■ 令和4年分以降の確定申告を考えたときに注意が必要になること

1. ローン控除の内容が大幅に変更されることとなりそうです。具体的にはこれから国会で審議されるのではっきりしたことを申し上げることはできませんが、控除率、控除の上限や所得の要件も縮小の方向で検討されることになりそうです。従って、今年新たに対象となる方は忘れずに準備しておきましょう。
2. 事業をされている方への話になりますが、消費税について令和5年10月1日より消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されます。この制度の内容についてはこれまでも取り上げてきているので詳細は省きますが、現時点で消費税の納税義務ない方でもこのインボイス制度を採用するかどうかの検討が必要となります。
3. また、事業をされていない方でも副業収入があるという方は、収入金額が300万円を超えている場合には、2年後の確定申告の際に当該収入に関する帳簿書類の作成・保存が義務付けられます。この規定は令和4年分の確定申告から適用されますので、心当たりのある方は昨年度(令和2年)分の確定申告の内容を今一度ご確認ください。

■ 今から準備しておくこと

1. 収入と支出の確定

収入と支出(経費)を確定させるところから確定申告は始まります。毎月巡回を受けていらっしゃる方はデータとして残っているので問題はありませんが、確定申告に向けて準備するという方は今から準備しても決して早すぎることはありません。その際、経費の領収書、特に税金の支払い(自動車税や固定資産税など)の納付後の領収書の保存がなおざりになっている方が多いように思いますので注意してください。

2. 証明書関係

昨年の秋口から確定申告に必要な生命保険料控除証明書、国民年金の控除証明書、小規模企業共済等掛け金の控除証明書といった所得控除に必要な証明書やローン控除を受ける際に必要となる金融機関等の借入金残高証明書などが送られてきているはずです。これらお手元がない場合は早めに発行先にお問合せいただき、再発行等の手続きをとってください。

3. 契約書等

動産、不動産を問わず物品を譲渡された方や株式を取り扱われている方は売却時、購入時の契約書等金額のわかるものをご準備ください。購入金額がわからない場合は売却額の5%相当額で購入したものとして所得税を計算しますので購入時の情報もお知らせください。不動産を譲渡された場合は対象物の登記事項証明書も必要です。

なお、株式のNISAにつきましてももともと所得税非課税となっていますので準備は不要です。また、株式売買で特定口座を利用しその口座が源泉徴収ありとなっている場合はその特定口座については申告を強制されません(ただし、前年からの上場株式の譲渡損失の繰り越しがある場合等、特定口座年間取引報告書を出していただければ有利に働くこともあります)。

以上、主だったものを挙げてみました。確定申告に携わっていると毎年のように十分な情報の提供がないまま申告に突入するケースが散見されます。確定申告は事前準備がきちんとできればあとはソフトにデータを入力するだけで申告書を仕上げることができます。直前になって慌てることのないよう、早めの準備をお願いいたします。



今月のブックマーク

社内でのコミュニケーションは、メールでしていませんか？ビジネスツールとしてビジネスチャットが急速に広まってきています。日本で利用者が多い「Chatwork」。日本のビジネスマン向きで使いやすくできております。社内利用をお考えの際はご参考になさってください。

「Chatwork」

<https://go.chatwork.com/ja/>

企業経営者及び経理担当者のための

ハイブリッドセミナーのご案内

証憑書類保存機能の操作説明会

—この機会に経理業務の改革を！—

令和4年1月から改正により「電子取引の証憑書類の保存方法」について、紙での出力・保存が禁止となり、一定要件に基づくデータ保存が義務付けされました。これに伴い、**TFG**では、指定の会計ソフトをご利用であれば、オプション機能（証憑書類の保存機能）を、ご活用頂くことで法的要件に見合ったデータ保存が可能です。月間100枚まで1,000円（税抜）と低料金でご支援をさせていただきます。更に、今後、全証憑書類を紙からデータでの保存をご検討中の事業者様につきましても操作方法は殆ど同じでございますので、是非ご検討ください。今回はこれらの操作方法の説明会となります。尚、コロナにより会場（弊社会議研修室）参加は先着順で人数制限をさせていただきます。ライブ配信も行いますので多数のご参加をお待ちしております。

- 日 時 令和4年2月4日（金）14:00～15:00
- 場 所 **TFG**税理士法人 会議コーナー（研修室） ※先着順
大阪市西区阿波座1丁目4-4 野村不動産四ツ橋ビル8階
- 講 師 株式会社 東亜経営総研 藤本 清
- 費 用 無 料
- 対 象 者 中小企業経営者・経理事務ご担当者様
- 開 催 方 式 ハイブリッド方式

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、相続対策等に関する支援等についてのコンサルティング業務、中小M&Aなどご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんがご理解賜りますようお願い申し上げます。

起業・革新・ベンチャー支援・・・Tax&Financial Group

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研
TFGM&A ルリエ株式会社

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております。

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 藤本 清